

福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱一部改正 新旧対照表

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 届出等 第6条 届出等</p> <p>設置希望者は、建築確認後、市長に対し、速やかに有料老人ホーム設置届(福島市老人福祉法施行細則(平成6年4月1日規則第10号。以下「市規則」という。)(様式第50号))により法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の有料老人ホーム設置届を受理したときは、設置希望者に対し、有料老人ホーム設置届受理書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 工事の着工届</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設置希望者は、工事に着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表及び前項の保証等契約書の写しを添付した建設工事着工届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第8条 事業開始届</p> <p>設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届(様式第7号。以下「事業開始届」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出」には、重要事項説明書(様式第8号)及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表(様式第9号)</p>	<p style="text-align: center;">福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 届出等 第6条 届出等</p> <p>設置希望者は、建築確認後、市長に対し、速やかに有料老人ホーム設置届(様式第5号)により法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の有料老人ホーム設置届を受理したときは、設置希望者に対し、有料老人ホーム設置届受理書(様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 工事の着工届</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設置希望者は、工事に着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表及び前項の保証等契約書の写しを添付した建設工事着工届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第8条 事業開始届</p> <p>設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届(様式第8号。以下「事業開始届」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出」には、重要事項説明書(様式第9号)及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表(様式第10号)</p>

並びに建物引渡し関係書類の写しを添付するものとする。

第9条 事業変更届

設置者は、第6条第1項の届出の内容のうち、第12条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、法第29条第2項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5の規定により、変更前後の内容が確認できる書類を添えて、当該変更が生じた日から1ヶ月以内に有料老人ホーム事業変更届（市規則様式第51号）を市長に提出するものとする。

第10条 事業廃止（休止）届

設置者は、第6条第1項の届出の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第29条第3項の規定により、事業を廃止し、又は休止しようとする日の1か月前までに有料老人ホーム廃止（休止）届（市規則様式第52号）を市長に提出するものとする。

第4章 設置後の報告等

第11条 定期報告

設置者及び有料老人ホーム事業を行うサ高住を運営する者は、毎年7月1日現在の重要事項説明書（様式第8号）及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表（様式第9号）を作成し、有料老人ホーム現況報告書（様式第10号）に添えて、同年8月末日までに市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告には、次の書類を添付するものとする。

- 一 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- 二 他業を営んでいる場合は、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- 三 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

並びに建物引渡し関係書類の写しを添付するものとする。

第9条 事業変更届

設置者は、第6条第1項の届出の内容のうち、第12条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、法第29条第2項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5の規定により、変更前後の内容が確認できる書類を添えて、当該変更が生じた日から1ヶ月以内に有料老人ホーム事業変更届（様式第11号）を市長に提出するものとする。

第10条 事業廃止（休止）届

設置者は、第6条第1項の届出の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第29条第3項の規定により、事業を廃止し、又は休止しようとする日の1か月前までに有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

第4章 設置後の報告等

第11条 定期報告

設置者及び有料老人ホーム事業を行うサ高住を運営する者は、毎年7月1日現在の重要事項説明書（様式第9号）及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表（様式第10号）を作成し、有料老人ホーム現況報告書（様式第13号）に添えて、同月末日までに市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告には、次の書類を添付するものとする。

- 一 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- 二 他業を営んでいる場合は、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- 三 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

四 運営懇談会開催状況報告書（様式第1.1号）

五 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第1.2号）

六 その他市長が指定する書類

第12条 随時報告

第9条に規定する変更は以下の各号のとおりとする。

一～十三 （略）

十四 法第29条第9項に規定する前払金（以下「前払金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額

十五 法第29条第9項に規定する保全措置

十六～二十一 （略）

2 （略）

第13条～第14条 （略）

第5章 雑則

第15条 増改築の取扱い

この要綱の規定は、設置者が入居定員の増加を伴い有料老人ホームを増改築しようとする場合に準用する。この場合において、この要綱（削除）の規定中「設置希望者」とあるのは「設置者」と読み替えるものとする。

第16条～20条 （略）

四 運営懇談会開催状況報告書（様式第1.4号）

五 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第1.5号）

六 その他市長が指定する書類

第12条 随時報告

第9条に規定する変更は以下の各号のとおりとする。

一～十三 （略）

十四 法第29条第7項に規定する前払金（以下「前払金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額

十五 法第29条第7項に規定する保全措置

十六～二十一 （略）

2 （略）

第13条～第14条 （略）

第5章 雑則

第15条 増改築の取扱い

この要綱の規定は、設置者が入居定員の増加を伴い有料老人ホームを増改築しようとする場合に準用する。この場合において、この要綱（第2条第4号を除く。）の規定中「設置希望者」とあるのは「設置者」と読み替えるものとする。

第16条～20条 （略）

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日
号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議書

下記のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第4条の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1～16（略）

17 本件責任者及び担当者

（1）責任者氏名

（2）担当者氏名

（3）連絡先

（添付書類）（略）

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日
号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名



有料老人ホーム設置計画事前協議書

下記のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第4条の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1～16（略）

（新規）

（添付書類）（略）

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画変更協議書

年 月 日付け 長第 号において承認を受けた下記の有料老人ホームについて、設置計画の一部に変更が生じたので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1～3 (略)
(添付書類) (略)

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名



有料老人ホーム設置計画変更協議書

年 月 日付け 長第 号において承認を受けた下記の有料老人ホームについて、設置計画の一部に変更が生じたので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1～3 (略)
(添付書類) (略)

(参考：福島市老人福祉法施行細則様式)

様式第50号（第30条関係）

第 年 月 日
号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置届

次の有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1～14 (略)

備考 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

(8)～(11) (略)

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日
号

福島市長

申出者
所在地
名称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置届

次の有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1～14 (略)

備考 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

(8)～(11) (略)

様式第5号（第6条関係）

長第 号
年 月 日

様

福島市長



有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付けで提出された有料老人ホーム設置届出書については、下記のとおり受理したので、通知します。

記

1～5 （略）

様式第6号（第6条関係）

長第 号
年 月 日

様

福島市長



有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付けで提出された有料老人ホーム設置届出書については、下記のとおり受理したので、通知します。

記

1～5 （略）

様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

福 島 市 長

申 出 者
所在地
名 称
代表者職氏名

建設工事着工届

下記のとおり有料老人ホームの建設工事を着工するので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 ~ 5 (略)
(添付書類) (略)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

福 島 市 長

申 出 者
所在地
名 称
代表者職氏名



建設工事着工届

下記のとおり有料老人ホームの建設工事を着工するので、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 ~ 5 (略)
(添付書類) (略)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

福 島 市 長

申 出 者
所在地
名 称
代表者職氏名

有料老人ホーム事業開始届

下記のとおり有料老人ホーム事業を開始したので、福島市有料老人ホーム
設置運営指導要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 ~ 4 (略)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

福 島 市 長

申 出 者
所在地
名 称
代表者職氏名



有料老人ホーム事業開始届

下記のとおり有料老人ホーム事業を開始したので、福島市有料老人ホーム
設置運営指導要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 ~ 4 (略)

様式第8号

重要事項説明書

(一部改正、別紙のとおり)

主な改正内容

- ・レイアウトの変更
- ・「被災確認事業所番号」欄を追加
- ・「法人番号」欄を追加
- ・「3 建物概要」に「緊急通報装置等」欄を追加
- ・「4 サービスの内容」に「入居継続支援加算」、「生活機能向上連携加算」、「介護職員処遇改善加算」等の欄を追加
- ・医療連携の内容に「協力科目」欄を追加

別添1 事業主体が福島市で実施する他の介護サービス等

(一部改正、別紙のとおり)

主な改正内容

- ・「併設」、「隣接」欄を追加
- ・介護サービスの種類に「地域密着型通所介護」、「介護医療院」、「介護予防・日常生活支援総合事業」欄を追加